

第6回

「相続登記の手続きについて」

Q 自宅など土地や家屋の名義人が亡くなった場合、名義変更（相続登記）の手続きが必要だと聞きました。どのように手続きを進めたら良いですか？

A①判明している相続人全員で誰がどのような割合で財産を引き継ぐのか、話し合いをします。このことを遺産分割協議といいます。

②ほかに相続人がいないことを明らかにするため、原則、被相続人（亡くなった方）の出生から死亡時までの全ての戸籍を収集します。その他にも、除票や相続人の印鑑証明書、新たな名義人となる方の住民票などが必要です。

③相続人が確定したら、①で話し合った結果を書面に残し、相続人全員が実印を押印します。（遺産分割協議書の作成）

④全ての書類を揃え、土地や家屋の所在地を管轄する法務局へ相続登記の申請を行います。審査が終わると登記識別情報（権利証）が交付され、手続きは完了です。
遺言書がある場合は、話し合いではなく遺言書に従って名義を変更します。

このほかにも、様々なケースがありますので、相続登記手続きについてお困りの際には、登記の専門家である司法書士にお気軽にご相談ください。

○問合先／札幌法務局江別出張所 ☎ 011-382-2132 HP <http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo>
札幌司法書士会 ☎ 011-272-9035 HP <http://www.sihosyosi.or.jp/>
札幌土地家屋調査士会 ☎ 011-271-4593 HP <http://www.saccho.com/>

今年も秋も
デツカい実がなるぞ!

オータム史上
最高額です!!

2015年新市町村振興宝くじ
オータムジャンボ宝くじ **5億円**

1等・前後賞合わせて

売り切れしだい発売終了! ●1等・前後賞合わせて5億円(1等3億円/前後賞各1億円)
●発売期間 9月28日(月)~10月16日(金) ●抽せん日 10月23日(金)

9月28日(月)発売
1枚300円

この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

一般財団法人全国市町村振興協会

